

# 汚染特措法きょう施行

## 8県対象 国負担で除染本格化

### 除染や廃棄物処理の枠組み

1キログラム当たり  
8000ベクレル超  
の廃棄物  
焼却灰  
汚泥  
稲わら  
など  
↓  
国が引き取り、  
各県内で処理が原則

県外の最終処分場

30年以内

中間貯蔵施設で保管

大量の汚染土が発生

国が除染・  
廃棄物処理

計画的避難区域  
警戒区域

国直轄で除染や  
廃棄物処理をする  
地域

福島以外の県

各県内の管理型  
処分場で埋め立て

汚染土が発生

市町村が  
計画策定、除染

追加線量  
年1ミリシーベルト  
以上の市町村

汚染状況重点調査地域(102市町村)

福島  
第1原発



東京電力福島第1原発事故を受けた除染や汚染廃棄物の処理の枠組みを定める放射性物質汚染対処特別措置法が1日、全面施行された。警戒区域や計画的避難区域の除染と廃棄物処理を国が直轄で進めるほか、年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以上あるとされた8県102市町村が除染計画を策定し、国の財政負担で除染するとし

た対策が本格化する。8県は岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉。福島県内の除染推進に向けて環境省は、約60人体制の福島環境再生事務所を1日付で福島市内に設置。警戒区域などの道路や水道といったインフラ設備の除染を1月末から先行実施した上で、3月末から本格的な除染を始めたい考え。

8県の計102市町村は「汚染状況重点調査地域」に指定されており、今後、地域ごとの詳しい線量を調べて実際に除染する区域の絞り込みを進め、順次計画を策定。2013年8月末までに一般人の年間被ばく線量を

半減させるほか、子どもについては60%減少を目指す。